

# 糸島市立南風小学校いじめ防止基本方針

## 1 基本方針に対する考え方

基本方針は、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法」に基づく、国及び福岡県、糸島市の基本方針に則り策定するものである。国や県、市の基本方針に示された「いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大に危険を生じさせるものである。」という認識に立ち、いじめ撲滅のために、「いじめを見逃さない、許さない」「いじめのない学校をつくる」決意のもと取組を強化するものとする。

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる等の日常の児童間に起こりうる問題やパソコンや携帯電話等での誹謗中傷などもいじめと認識し、これらの問題を未然に防止し、よりよい人間関係が築けるよう日常指導を強化するものとする。

また、児童自身が、自らの悩みや苦しみを家族や先生をはじめ誰にも訴えることができず、一人で苦悩することがないように、いじめ及びいじめにつながる言動についてつぶさに把握し、迅速かつ適切な早期解決に努める。学校いじめ防止基本方針の内容について必ず入学時・各学年の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する場を設定する。

### 《法におけるいじめの定義》

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

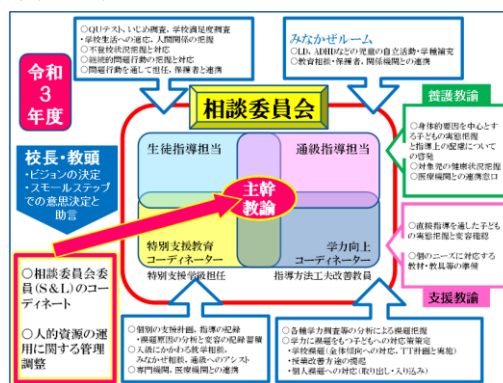
## 2 いじめの防止等の推進体制

- いじめ防止委員会（相談委員会）を設置する。※下図参照

校長、教頭、主幹教諭、養護教諭、特別支援学級担任、生徒指導担当等で組織する。

- いじめ問題対策委員会

教職員、保護者、地域住民代表、スクールサポーター（糸島警察署）、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー（糸島市教育委員会）等で組織する。



## 3 具体的な取組

- (1) 校内委員会（相談委員会）を中心とした取組

- ・ 学校いじめ防止基本方針の共通確認（「いじめの早期発見・早期対応の手引き」活用、組織体制づくり）のための職員研修
- ・ 毎週1回のショート相談委員会、毎月1回のロング相談委員会を開催し、気になる児童の情報交換

(2) 未然防止の取組

- ・ 共感的な学級集団づくり
- ・ 人権学習の取組（7月人権教育啓発月間、12月人権尊重週間）
- ・ 相手を思いやる心を育む学校行事、児童会行事等の異学年活動の実施
- ・ 学校行事、児童会活動等の前の関係職員での気になる児童の情報交換

(3) 早期発見の取組

- ・ 毎月実施するいじめアンケート（4～7月期、9～12月期、1～3月期に各1回の無記名アンケート）
- ・ 5月、11月、2月に実施する保護者アンケート

※ アンケートの集約とその処理について

アンケートへの記載事項については、個別に児童や保護者への聞き取りを行ったうえで納得を得るよう対処し、その後、学年主任、生徒指導担当、教頭、校長が決裁を行う。

- ・ 6月、11月、2月に実施する教育相談
- ・ 校長室前に相談ポストの常設

(4) 早期対応

いじめ事案を把握した場合は以下のとおり対応する。

- ① いじめを発見した場合やいじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長、教頭といじめ防止対策担当に報告後、事実確認のための関係者会議を招集し速やかに事実確認を行う。

いじめの事実が確認された場合は、いじめ問題対策委員会を開き、対応を協議すると共に職員会議で情報を共有する。

- ② 重大事態の場合は、すぐに市教育委員会へ報告する。また、必要に応じて関係諸機関と連携する。

③ 被害・加害児童への支援・指導

- ・ 加害・被害側の児童・保護者の両者ともに、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人の協力を得ながら、複数の教職員で継続的な支援、助言を行う。
- ・ 加害児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮しつつも、毅然とした対応とねばり強い指導を行い、いじめは絶対に許せない行為であることを認識させる
- ・ 加害・被害側の児童共に、自尊感情を高め、適切なコミュニケーション力を育成するための具体的な指導・支援を組織的に行う。

④ 被害児童が安心できるための措置

- ・ 事実確認を丁寧に行い、受容的・共感的に話を聞き取る。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」「必ず解決すること」を約束する。
- ・ 日常生活の状況に細心の注意を払い見守るとともに、自尊感情を高めるよう言葉かけや激励を重ねる。
- ・ お互いを思いやり、仲良く過ごすための取組を工夫し、安心感をもって学級や学年の活動、学校行事に参加できる体制をつくる。

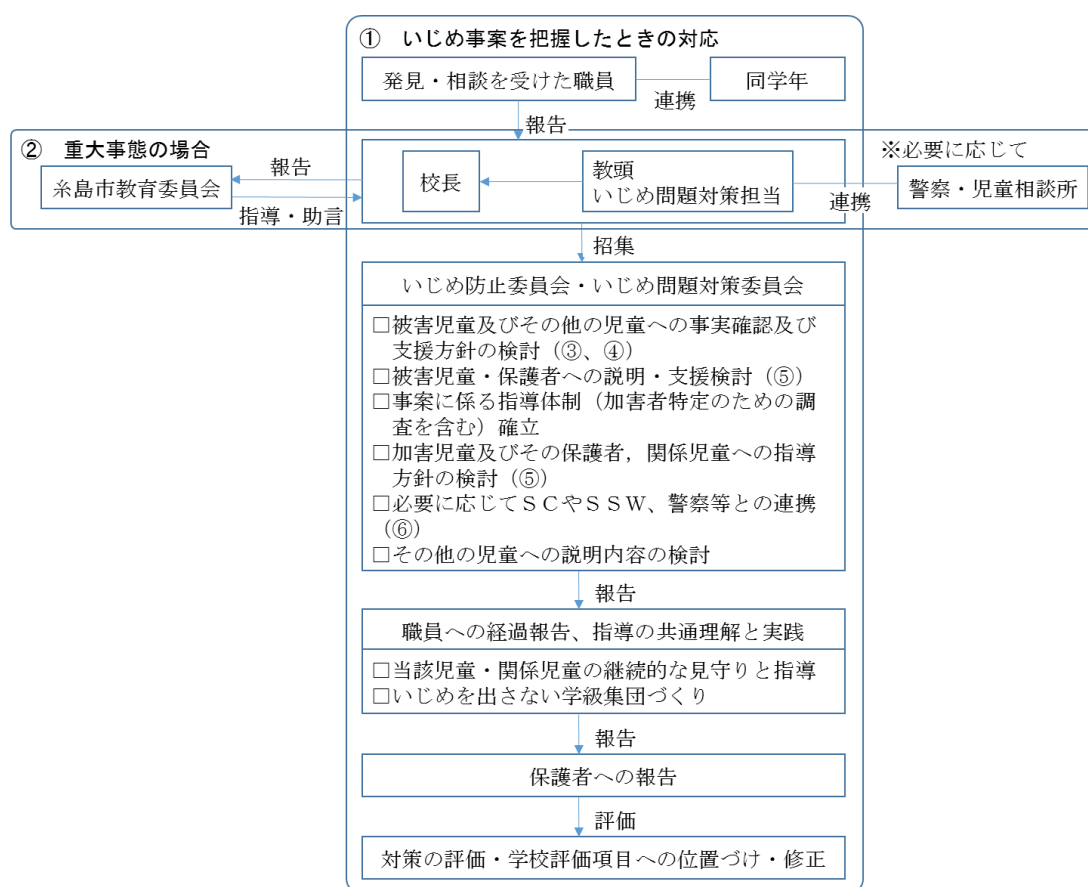
⑤ 保護者間のトラブル防止

- ・ 当事者間のトラブルが生じないよう特段の配慮をしつつ、いじめに関する情報の提供、指導方針、支援方策等の丁寧な説明を行いながら必要な対策を講じる。

- ・ 当事者間で協議する場合は、管理職が同席しながら、双方の意見を丁寧に聞き取り、中立・公平性を大切に対応する。

#### ⑥ 警察署や関係機関との連携

- ・ 警察署や市教育委員会から巡回をいただいているスクールサポーターや生徒指導専門員と日常的な情報交換に努め、緊密な連携関係を保っておく。
- ・ いじめが暴力や恐喝など犯罪と認められる行為に対しては、早急に警察署に相談しながら、連携して解決に当たる。
- ・ いじめが生育歴や家庭環境に起因すると考えられる場合には、市児童課や児童相談所などの関係機関と連携して解決に当たる。



#### (5) 保護者・地域等への働きかけ

- ・ 保護者・地域へ、学校通信やホームページ等を通じていじめ防止に係る啓発を行う。
- ・ 年に3回（5月、11月、2月）保護者アンケートを行い、いじめの早期発見に努める。
- ・ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

## 4 いじめ重大事態の対処

### (1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ・ いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

## (2) 重大事態への対処

- ・ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ・ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 5 ネット上のいじめへの対処

### (1) ネットいじめとは

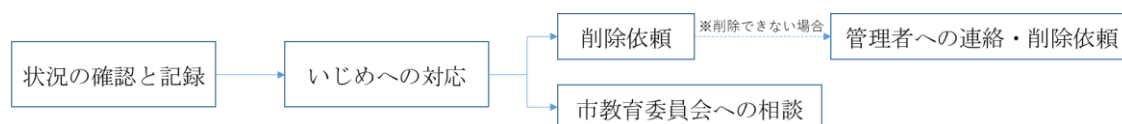
- ・ 文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
  - ・ 特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。
  - ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する。
- 等がネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

### (2) ネットいじめの予防

- ・ フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルールの作成など）
- ・ 学校便りにより、保護者からのネットいじめ等に関する情報提供を呼びかける。
- ・ 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。（保護者とともに学ぶ規範意識育成事業の活用）
- ・ 計画的に情報モラルに関する指導を行う。
- ・ インターネット利用に関する職員研修を実施する。

### (3) ネットいじめへの対処

- ・ 被害者からの訴えや閲覧者からの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- ・ 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



## 6 学校評価への位置づけ

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。